

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																												
中央卸売市場	<p>行政財産使用料条例第4条によれば、使用料は使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、納入通知書の発行遅れにより、平成29年度分の使用料について使用開始の日前（平成28年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="439 548 1605 1696"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>使用許可期間</th> <th>年間使用料</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガバナ室設置</td> <td>平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>33,500円</td> <td>平成29年4月7日</td> </tr> <tr> <td>公衆電話設置</td> <td>平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>16,000円</td> <td>平成29年4月10日</td> </tr> <tr> <td>配電線の支柱・支線設置</td> <td>平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</td> <td>10,200円</td> <td>平成29年4月10日</td> </tr> <tr> <td>電力供給用配電支持物設置</td> <td>平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</td> <td>41,480円</td> <td>平成29年4月10日</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱設置</td> <td>平成29年2月1日から平成29年3月31日まで</td> <td>100円</td> <td>平成29年4月12日</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱設置</td> <td>平成29年4月1日から平成34年3月31日まで</td> <td>400円</td> <td>平成29年4月12日</td> </tr> <tr> <td>自動車電話・携帯電話基地局設置</td> <td>平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>732,780円</td> <td>平成29年4月5日</td> </tr> <tr> <td>携帯電話・自動車電話基地局設置</td> <td>平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td>377,380円</td> <td>平成29年4月6日</td> </tr> <tr> <td>携帯電話インビル基地局設置</td> <td>平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td>520,660円</td> <td>平成29年4月5日</td> </tr> <tr> <td>PHS無線基地局設置</td> <td>平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>1,620円</td> <td>平成29年4月6日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	ガバナ室設置	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	33,500円	平成29年4月7日	公衆電話設置	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	16,000円	平成29年4月10日	配電線の支柱・支線設置	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	10,200円	平成29年4月10日	電力供給用配電支持物設置	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	41,480円	平成29年4月10日	郵便差出箱設置	平成29年2月1日から平成29年3月31日まで	100円	平成29年4月12日	郵便差出箱設置	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	400円	平成29年4月12日	自動車電話・携帯電話基地局設置	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	732,780円	平成29年4月5日	携帯電話・自動車電話基地局設置	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	377,380円	平成29年4月6日	携帯電話インビル基地局設置	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	520,660円	平成29年4月5日	PHS無線基地局設置	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	1,620円	平成29年4月6日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b>                  (納付の時期)                  第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>行政財産使用料について、使用開始の日前までに徴収できるよう、相手方の事務手続に十分な納付期間を設けて納入通知書を発行することとする。                  今後は、行政財産使用料条例等関係法令に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日																																												
ガバナ室設置	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	33,500円	平成29年4月7日																																												
公衆電話設置	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	16,000円	平成29年4月10日																																												
配電線の支柱・支線設置	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	10,200円	平成29年4月10日																																												
電力供給用配電支持物設置	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	41,480円	平成29年4月10日																																												
郵便差出箱設置	平成29年2月1日から平成29年3月31日まで	100円	平成29年4月12日																																												
郵便差出箱設置	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	400円	平成29年4月12日																																												
自動車電話・携帯電話基地局設置	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	732,780円	平成29年4月5日																																												
携帯電話・自動車電話基地局設置	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	377,380円	平成29年4月6日																																												
携帯電話インビル基地局設置	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	520,660円	平成29年4月5日																																												
PHS無線基地局設置	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	1,620円	平成29年4月6日																																												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月29日及び同月30日）